

問い合わせ電話番号について

市内には、市外局番が0743の地域と0745の地域があります。
※市外局番0743の地域の方は、市外局番が表記されていない場合は、市外局番0745をつける必要があります。

お知らせ

information

掲載の情報についての詳細は市のホームページをご覧ください

市役所の開庁時間

午前8時30分～
午後5時15分
(土・日曜日、祝日、
年末年始は閉庁)

☎0745-82-8000(代)

後期高齢者医療保険からお知らせ

窓口負担割合が一部変わります

令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。
後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代(子や孫)の負担(支援金)となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につなぐためのものであります。

◆一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)の医療費の窓口負担割合が変わります。
10月1日から、一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が1割から2割になります。

※窓口負担割合が2割となる方には、制度施行後3年間は1か月の外来医療の負担増加額を3000円までに抑える配慮措置があります。

◆窓口負担割合が2割となる方は、次の条件に全て該当される方となります。

- ①世帯内に住民税課税所得額(各種所得控除後の所得額)が28万円以上145万円未満の後期高齢者医療の被保険者の方がいる場合。
- ②後期高齢者医療の被保険者が1人の場合、年金収入と年金所得以外の合計所得金額の合計が200万円以上ある場合。また、世帯に後期高齢者医療の被保険者が2人以上の場合、被保険者全員の年金収入と年金所得以外の合計所得金額の合計が320万円以上ある場合。

○この制度改正のため、令和4年度の被保険者証の更新は、通常の8月1日と10月1日の2回にわたり全被保険者に送付する予定です。

問 保険年金課 (☎2・3672 / IP ☎88・9086)

ご存知ですか?

問 保険年金課 (☎2・3672 / IP ☎88・9086)

20歳以上の方は必ず国民年金に加入し、国民年金保険料を納める必要があります。(会社等にお勧めの方で厚生年金に加入している場合は、給与から納めています。)

未納のままにしておく・

国民年金は現在、現役世代が年金受給者を支える賦課方式ですが、自身が納めた月数に応じて将来受け取る年金額が変動します。そのため、未納のままにしておくとう将来的に年金額が減り、受給できなくなる恐れもあります。

さらに、未納の期間が長くなると、万が一のケガや病気、死亡時に発生する障害年金や遺族年金を受け取れなくなる可能性が高くなります。

保険料の支払いが難しい場合は・

低所得や失業などの理由で保険料の支払いが難しい方は、納付を免除される制度があります。所得の審査が行われ、免除が承認された期間は一旦支払いを止

国民年金

めることができます。また、学生用の納付猶予制度もあります。未納のままにせず、まずは免除の申請をお勧めします。

しかし、免除に該当した期間の扱いは、納付した月の分と比べると、将来受給できる年金額は減額して計算されます。それを解消するためには、追納制度を利用する必要があります。過去の免除期間の分を納付し直すことで、受給年金額を増額できます。追納の期限は、免除該当月から10年です。

年金に関する詳しい内容につきましては、広報うだ、市ホームページに掲載しています。

問 日本年金機構 桜井年金事務所 (☎0744・42・0066)

問 保険年金課 (☎2・3672 / IP ☎88・9086)

国民健康保険(国保)加入者の皆さんへお知らせ

問 保険年金課 (☎2・3672 / IP ☎88・9086)

特定健診・お早め健診の自己負担額が無料です!

対象者には、4月上旬に申込案内を送付しますので、詳細については、案内をご確認のうえお申し込みください。

人間ドック・脳ドックの受診費用を助成します

対象者には、4月上旬に特定健診などの案内とともに、人間ドック・脳ドックの受診案内と助成申請書を送付します。希望の方はご提出ください。

【申し込み】4月28日(木)までに同封の返信用封筒にて※当日消印有効

国民健康保険の届け出をお忘れなく

4月は、就職や転入・転出などの異動の多い時期です。
世帯内で次のような異動があった場合は必ず14日以内に市役所・各地域事務所(国保担当窓口)に届け出をしてください。
○他の市町村から転入したとき、転出するとき
○職場の健康保険をやめたとき、加入したとき

・退職などで職場の健康保険をやめて国保に加入されるときは、健康保険の資格喪失証明書が必要です。
・就職などで、国保から新たな健康保険に変わったときは、新たな保険証(または健康保険の資格取得証明書)が必要です。
・職場では、国保の喪失手続きはされません。
○生活保護を受けなくなったとき、受けることになったとき
○子どもが生まれたとき
○死亡したとき など

届出が遅れると・
資格を得た時点までさかのぼって保険料を納めていただきます。
・資格喪失後に国保の保険証で医療受診された場合、後日、国保が負担した医療費相当額を返金していただきます。

職場の健康保険に加入したけれど、新しい保険証をまだ受け取っていないとき
新しい保険証を14日以内に受け取れない場合があります。そのときは、職場から「資格取得証明書」を発行してもらうと、市

役所・各地域事務所への届け出と病院での受診ができます。

国保の喪失の届け出と同時に保険証を返却してください。

保険証は正しく使っていますか?

保険証は、国保に加入していることを証明するもので一人に1枚交付されます。医療機関受診の際には必ず窓口提示してください。また、他人との貸し借りは絶対にしないでください。法律により罰せられます。

保険証が使えないときがあります

○病気とみなされないもの
健康診断・予防注射・美容整形など
○ほかの保険が使えるとき
仕事上での病気やけが(労災保険の対象になります)

交通事故にあったときは?

交通事故など、第三者から傷病を受けた場合、国保で治療を受けることができますが、国保への届け出が必要です。
加害者から治療費を受け取ったり、示談する前に必ず問入(届け出に必要なもの)
○届け出に必要なもの
事故証明書(後日でも可)
国民健康保険証・印鑑

その一票が、あなたの声を未来に届ける②

若者の政治参加意識を育む



問 選挙管理委員会事務局(総務課内) (☎2・13302 / IP ☎88・9066)

選挙啓発シリーズ第2回目は、子どもたちへの※主権者教育の一環として全国的に取り組まれている「明るい選挙啓発ポスターコンクール」についてお届けします。

このポスターコンクールは、小学校児童、中学校・高等学校の生徒を対象に、明るく正しい選挙を呼びかける印象的なポスターを作成いただき、その作品を展示することで選挙啓発を推進するものです。本市では、昨年度に市内中学校の生徒39人の方にご参加いただき、自由な発想と着眼点で作品を描いていただきました。なかでも、当時中学2年生の松本菜奈さんの作品は、奈良県審査において入選されました。

選挙管理委員会は、これから選挙権が与えられる子どもたちに選挙をより身近に感じられ、興味を持っていただくために選挙啓発ポスターを今後も募集し



松本さんの作品

令和4年度より 国民健康保険の新しい制度が始まります

問 保険年金課 (☎ 82・3672 / IP ☎ 88・9086)

国民健康保険高額療養費の申請方法が簡単になります！

高額療養費の支給対象となる皆さんの負担を軽減することを目的として、令和4年度から申請手続の簡素化を行います。

高額療養費が発生した際、診療月の約3か月後に申請書を送付します。初回のみ申請書にて口座指定すると次回以降の来庁が原則不要となり、指定口座へ自動的に振り込まれるようになります。

※これまで高額療養費の申請をされたことがある方も、簡素化については改めて申請いただく必要があります。

【開始月】 令和4年4月(3月以前に該当となった高額療養費については、従来通りの手続きとなります)

【対象となる世帯】
・医療機関に支払う医療費の未払うがなご
・国民健康保険税の滞納がないこと

・簡素化にあたる必要事項に承諾いただけること

【簡素化が停止となる場合】
次のような場合は簡素化が自動的に停止となり、高額療養費の支給申請を送付しますので、窓口にて申請をしてください。

・国民健康保険税の滞納が生じた場合
・世帯主が変更・死亡した場合
・指定された金融機関の口座へ振り込みができなかった場合

【その他注意事項】
・振込口座を変更する場合は届け出てください。
・75歳到達により、後期高齢者医療制度へ移行した場合には、別途高額療養費支給申請が必要で

す。(自動移行はされません)
・医療機関に支払う医療費の未払いが発覚した場合、支給分を返還請求する場合があります。

【申請場所】
市役所保険年金課、各地域事務所
地域市民課

未就学児の国民健康保険税均等割額が軽減となります！

子育て世代の負担軽減の観点から、未就学児(小学校入学前の児童)の被保険者均等割額を軽減します。

令和4年度国民健康保険税について、未就学児にかかる均等割額(国保加入者1人あたりにかかる国保税)の5割を軽減します。所得による軽減を受けている世帯は所得軽減後税額から5割軽減します。

※未申告世帯については、減額が適用されませんので所得の申告をお願いします。

【申請方法】 申請不要

【均等割額の変更表(未就学児1人分)】

所得軽減割合	均等割額	未就学児軽減後
軽減なし	36,800円	18,400円
2割軽減	29,400円	14,700円
5割軽減	18,400円	9,200円
7割軽減	11,000円	5,500円

ゴミの出し方にご協力を！

問 環境対策課 (☎ 82・2202 / IP ☎ 88・9078)

連日、全国的に新型コロナウイルスの新規感染者が出ており、感染拡大を防ぐための対策がとられています。皆さまにはこれまでご協力いただいておりますが、ごみを出される際は、袋からごみが露出していないことを確認してから出してください。

※生ごみはしっかりと水切りをして、片手で下げられる程度の重さで出してください。※袋に多くのごみを入れてテープやヒモ等で縛ると収集時に破裂してしまう恐れがありますので、ご配慮いただきますようお願いいたします。

皆さまのご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。



新型コロナウイルス感染拡大の影響により、掲載情報に変更などが生じることがあります。予めご了承ください。

飼い犬登録と狂犬病予防注射をしてください

狂犬病は人間にも動物にも感染し、発病後ほぼ100%の割合で死に至る感染症です。狂犬病を防ぐには現代医学でも予防注射しか方法がありません。

飼い主の方は、社会や飼い犬に対する責務として必ず犬の登録と予防注射をしてください。予防注射の有効期間は概ね1年のため、毎年予防注射を受けてください。

【料金】
○登録手数料 3,000円
○予防注射代金 3,400円
(内訳：注射代 2,850円)

注射済票交付手数料(550円)
【登録できる飼い犬】
○生後90日を経過した犬
※飼い犬の登録は、生涯一回登録です。登録は随時受付いたしますので未登録の方は、必ずお手続きください。

※飼い犬が死亡したり、所有者の変更、転出した場合は、必ず届け出をお願いします。
なお、市外の会場で注射を受けた場合は、注射済票の交付を受けることができません。ご注意ください。

問 環境対策課 (☎ 82・2202 / IP ☎ 88・9078)

【飼い犬登録と狂犬病予防注射の場所】

■注射場所(室生地域)

月日	時間	実施場所
4/11 (月)	10:00 ~ 10:10	弁財天公民館前
	10:20 ~ 10:30	上田口(旧奈良交通宿泊所前)
	10:40 ~ 10:50	田口診療所前
	11:00 ~ 11:10	胎中集会所前
	11:20 ~ 11:30	下田口会館前
	13:10 ~ 13:20	室生生活改善センター
	13:40 ~ 13:55	大野西垣内集会所
	14:00 ~ 14:20	大野中山台公園前
	14:30 ~ 14:50	室生地域事務所
4/12 (火)	10:00 ~ 10:10	向洲奥山(唐澤様宅前)
	10:20 ~ 10:30	染田公民館
	10:40 ~ 10:50	多田バス停前
	11:00 ~ 11:15	室生人権交流センター
	13:10 ~ 13:20	深野集会所前
	13:35 ~ 13:45	下笠間なごみ会館前
	13:55 ~ 14:05	奈良県農協宇陀東里経済店舗
	14:15 ~ 14:30	小原みのりホール前
	4/13 (水)	10:00 ~ 10:20
10:40 ~ 10:50		古大野公民館前
11:00 ~ 11:10		琴引消防機庫前
11:20 ~ 11:40		道の駅宇陀路室生第2駐車場
13:00 ~ 13:10		滝谷公民館前
13:20 ~ 13:40		龍口公民館前
13:50 ~ 14:00		西谷生活改善センター
14:10 ~ 14:20		蕨集会所

※会場では、感染予防対策をさせていただきます。
※感染状況により、巡回接種を中止する場合があります。

犬のフンの後始末は飼い主の責任です！

散歩中の犬のフンを放置されて困っているとの苦情が多く寄せられています。景観や衛生面で問題があり、近隣住民の方に多大な迷惑をかけることとなります。

また、犬のフンは廃棄物処理法の「廃棄物」に該当します。放置すると不法投棄として罰則が課せられることがあります。フンは、飼い主の責任において必ず持ち帰りましょう。



問 環境対策課 (☎ 82・2202 / IP ☎ 88・9078)

■注射場所(大宇陀地域)

月日	時間	実施場所
4/14 (木)	10:20 ~ 10:30	ときわ老人憩の家
	10:40 ~ 10:55	奈良県農協育苗センター
	11:05 ~ 11:15	本郷老人憩の家
	13:00 ~ 13:20	岩清水地区多目的研修センター
	13:30 ~ 13:50	後出集会所
4/15 (金)	14:00 ~ 14:20	田原消防機庫前
	10:00 ~ 10:20	のよりふれあいの館
	10:30 ~ 10:50	大宇陀人権交流センター
	11:00 ~ 11:15	大宇陀商工会前
	11:20 ~ 11:50	大宇陀地域事務所

■注射場所(菟田野地域)

月日	時間	実施場所
4/18 (月)	9:30 ~ 9:50	佐倉創作館
	9:55 ~ 10:15	旧宇賀志小学校前
	10:25 ~ 10:35	上芳野消防会館
	10:45 ~ 11:00	芳野地区公民館
	11:05 ~ 11:20	東郷地区集会所
	13:00 ~ 13:20	岩崎消防会館
	13:30 ~ 13:40	平井青年会館
	13:50 ~ 14:00	見田地区集会所
	14:10 ~ 14:30	松井消防会館
	14:40 ~ 15:00	宇太地区公民館(西部公民館)

■注射場所(榛原地域)

月日	時間	実施場所
4/19 (火)	9:45 ~ 11:15	大和富士ホール
	13:00 ~ 14:00	天満台東交流センター
4/20 (水)	9:30 ~ 9:45	内牧公民館
	9:55 ~ 10:15	たかぎふるさと館
	10:20 ~ 10:35	旧奈良県農協内牧支店
	10:45 ~ 11:00	榛原ゲートボール場駐車場
	11:15 ~ 11:40	榛原総合センター前
	13:00 ~ 13:15	福地公民館
4/21 (木)	13:25 ~ 13:40	山辺三公民館
	9:00 ~ 10:00	あかね台コミュニティセンター
	10:15 ~ 11:00	ひのき坂古墳公園
	11:15 ~ 12:00	農林会館駐車場
	13:30 ~ 14:00	大貝研修所前
4/22 (金)	14:15 ~ 14:45	旧伊那佐文化センター
	9:30 ~ 9:45	笠間公民館
	9:55 ~ 10:10	奈良県農協宇陀営農経済センター
	10:20 ~ 10:30	柳ガード下
	10:40 ~ 11:10	商工会館前

環境を守るための補助・助成します

■ 集団資源回収活動

資源の循環を図り、ごみの減量化を推進するため、新聞やダンボールなどの再生利用可能な一般廃棄物（資源）の回収活動を自主的に行う団体に助成します。

登録団体が、対象となる新聞や雑誌、ダンボール、古着、ポロを回収し、左表の登録業者に処分依頼したものを、1kgにつき3円以内の助成金を交付します。

■ 令和4年度集団資源回収登録業者

麻田商店	吉野郡大淀町大字北野 45 番地の 8	0746-32-2577
エイチエムリユース(有)	名張市東田原 601 番地 29	0595-65-5430
柏田商店	吉野郡大淀町大字下淵 1114 番地	0747-52-4056
関西リサイクル(株)	名張市瀬古口 623 番地の 1	0595-63-0901
摂津商事(株)	伊賀市治田 3547 番地 7	0595-20-1011
(株)谷商店	御所市大字蛇穴 406 番地の 1	0745-64-0002
大和環境リサイクル(株)	菟田野宇賀志 5 番地の 5	0745-84-4111
(株)吉田稔商店	大和高田市大字池尻 87 番 3	0745-52-5824

助成を受けるには団体の事前登録が必要です。なお、前年度に登録されている団体も再度、申請書を出してください。

【対象】

○市民で組織し、営利を目的としない団体
○1年に2回以上の回収活動を行う団体

■ 環境対策課

☎ 82・2202 / IP ☎ 88・9078



災害時生活用水協力井戸の募集について

市では、大規模な災害が発生し、水道の供給が停止した場合に近隣の被災者へ飲料水以外の生活用水（洗濯やトイレ等に使用するための水）を提供いただける井戸を募集します。

災害時に地域の皆さんに提供いただける井戸の所有者の方は、登録のご協力をお願いします。

■ 危機管理課

☎ 82・1304 / IP ☎ 88・9070

Welfare 福祉

一般介護予防教室(レックコードエクササイズ)

運動機能の低下を予防することを目的として実施します。

【対象者】

65歳以上の市民の方
【実施回数】 概ね週1回45分程度
1教室12人以内(9時・10時・11時)で3教室を実施

【日時】

4月11日から9月26日までの毎週月曜日 全24回

【場所】

温水プールアクアブリーン 榛原2階

【参加費用】

1人1回 500円

【その他】

送迎は行いません。

【申し込み】

直接会場にて先着順

■ 介護福祉課

☎ 82・3675 / IP ☎ 88・9088



広報うだ12月号で紹介しています

福祉タクシー利用料金の一部を助成します

重度の障がいのある方を対象にタクシー利用券をお渡しします。運賃を支払う際、運賃から基本料金(初乗料金)が割引されます。※宇陀市デマンド型乗合タクシーは使用不可

【対象】

○身体障害者手帳の総合等級が1級もしくは2級で、かつ次の部位に障がいのある方
視覚・下肢・体幹・移動・心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫・肝臓
○療育手帳「A1」「A2」の方
○精神保健福祉手帳1級の方
【利用できるタクシー事業者】市と協定している事業者

【申し込み】

または各地域事務所まで

【持ち物】

○身体障害者手帳、療育手帳、または精神保健福祉手帳
○印鑑
○代理者による手続きの場合は、代理の方本人の確認できるもの(運転免許証、保険証など)

■ 介護福祉課

☎ 82・3675 / IP ☎ 88・9088

所得税の確定申告の申告期限延長について

オミクロン株による感染の急速な拡大に伴い、令和3年分確定申告について、申告等が困難な方については、4月15日(金)までの間、簡易な方法により申告・納付期限の延長を申請することができます。詳しくは左記のQRコードから、国税庁ホームページをご覧ください。



市役所での申告相談は終了しています。

問 桜井税務署
☎ 0744・42・3501

令和4年度固定資産税の縦覧・閲覧について

固定資産税の納税者の方は、土地または家屋価格等縦覧帳簿を期間中無料で縦覧できます。

【期間】

4月1日(金)～5月31日(火)の開庁時間中

【場所】

税務課

【対象】 市内に土地または家屋を所有する固定資産所有者本人・納税義務者本人、同居親族、納税管理人(市内に土地などをお持ちでも、固定資産税が課税されていない方は対象外)、納税者からの委任状持参の方

第11回特別弔慰金の請求がまだの方へ

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日現在で、公務扶助料や遺族年金などの受給者がいない場合、額面25万円、5年償還の記名国債が支給されます。

【対象】

次の順番で上位のご遺族お一人です。

1. 弔慰金の受給権者
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の死亡当時、生計関係を有しており、かつ戦没者等と氏名が同じである①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
4. 右記3以外の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
5. 右記1～4以外で、戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた3親等内の親族

【請求期限】

令和5年3月31日

※請求期限を過ぎると、時効により第11回特別弔慰金を受ける権利が消滅しますので、ご注意ください。

■ 厚生保護課

☎ 82・2221 / IP ☎ 88・9079

【持ち物】 運転免許証など本人確認のできるもの

※なお、期間中は無料で自己の固定資産課税台帳の閲覧(借地・借家人は対象物件のみ)を税務課および各地域事務所で行っています。

■ 税務課

☎ 82・1306 / IP ☎ 88・9072

軽自動車税(種別割)の減免申請は5月2日まで

令和元年10月1日から、従来の軽自動車税の名称が「軽自動車税種別割」へ変更されました。これに伴い、一部納付書等に「種別割」の文字が追加されていますが、税額や納付方法等については変更ありません。

身体障がい、知的障がい、精神障がいのある方が所有する軽自動車などで、障がいのある方の通学、通院、通所、生業のために運転する場合は、申請に基づき軽自動車税(種別割)の減免を受けることができます。

また、18歳未満の障がいのある方と生計同一の方が所有者の場合も対象となります。

障がいの種類・等級等により減免できる範囲が異なります。

【必要なもの】 ○身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳または

精神障害者保健福祉手帳 ○申請者(軽自動車の所有者)の本人確認ができるもの(免許証・マイナンバーカード等) ○運転者の運転免許証 ○車検証 ○軽自動車税減免申請書

【注意事項】

※軽自動車を所有する障がいのある方と運転者の住所が違う場合、「生計同一証明書」もしくは「常時介護証明書」が必要になることがあります。

※減免できる車両は、普通自動車等も含め1台です。既に別の車両で減免を受けている場合は、申請前にその車両の減免を取り消す必要があります。

※自動車検査証に「家用」と記載があるものに限りません。

■ 税務課

☎ 82・1306 / IP ☎ 88・9072

令和4年度水質検査計画を公表します

【閲覧期間】
4月1日(金)から

【閲覧場所】
市ホームページで公開

宇陀市 水質検査計画

問 水道局施設課
☎ 82・2185 / IP ☎ 88・9067

市では、4月1日～20日の間、中央図書館の特集コーナーに発達障がい関係図書を展示します。

この週を契機に、発達障がいへの理解を深めていただきますようお願いいたします。

問 介護福祉課 ☎ 82・3675 / IP ☎ 88・9088



4月2日から8日は「発達障害啓発週間」です

平成19年12月の国連総会において、毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」とすることが決議されました。

日本では、毎年4月2日から8日を「発達障害啓発週間」として、自閉症をはじめとする発達障がいについて理解してもらう取り組みを行っています。自閉症をはじめとする発達障がいは、脳機能の発達が関係する障がいとされていますが、なぜ脳機能障がいが起こるのかということとははっきりしていません。

発達障がいは、障がいの特性が分かりにくいえ、複数の障がい重なって現れることもあるため、誤解を受けやすく生活のしづらさを感じている場合も少なくありません。その特性を本人や家族・周囲の方が理解し、その方に合った配慮や支援を行うことができれば、持っている本来の力がしっかり生かされ、生活しやすくなります。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響で、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、1世帯あたり10万円の現金を給付します。

【対象者】

◆住民税非課税世帯

令和3年12月10日時点で宇陀市に住民登録があり、かつ、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯。

◆家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和3年1月から令和4年9月までの間に家計が急変し、世帯全員のそれぞれの1年間の収入見込み額が、住民税非課税水準に相当する額以下となる世帯。

【申請方法】

◆住民税非課税世帯

対象となる世帯には確認書を送付しています。令和2年の特別定額給付金(10万円)の際にお伺いした支給口座を記載していますので、変更がないか確認し、必要事項をご記入のうえ、返信用封筒にて5月9日(当日消印有効)まで

に返送してください。(支給口座等に変更がある場合は、変更事項を記入し、必要書類を添付してください。)

ただし、次の①～③のいずれかに該当する世帯は9月30日までに申請してください。

- ①宇陀市に令和3年1月2日以降に転入した世帯。または令和3年1月2日以降に転入した方がいる世帯。(転入された方の非課税証明書が必要)
- ②宇陀市で令和3年1月1日時点では、婚姻状態で課税されていたが、基準日(令和3年12月10日)前に離婚し別世帯となっている世帯。
- ③宇陀市で令和3年1月1日時点では、課税者に扶養されていたが、基準日(令和3年12月10日)前にその扶養者が死亡している世帯。

◆家計急変世帯

申請時点で住民登録のある市区町村へ申請が必要となります。令和3年1月から令和4年9月までの任意の1か月の収入を12倍し、合計額が非課税相当になる方が対象です。(※下表を参考)該当する給料明細等をご用意のうえ、9月30日までに申請してください。

※非課税相当額参考(給与収入の場合)

家族構成例	非課税相当限度額 (収入額ベース)	非課税相当限度額 (所得額ベース)
単身または扶養家族がいない	93万円	38万円
配偶者・扶養家族(計1人)を扶養	137.8万円	82.8万円
配偶者・扶養家族(計2人)を扶養	168万円	110.8万円
配偶者・扶養家族(計3人)を扶養	209.7万円	138.8万円
配偶者・扶養家族(計4人)を扶養	249.7万円	166.8万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親	204.3万円	135万円

《注意》新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

【給付額】1世帯あたり10万円
【給付時期】市が確認書または申請書を受理した日から概ね3週間程度で指定の口座へ振り込みます。(申請書類等に不備があれば振り込みが遅れることがあります。)

あれば振り込みが遅れることがあります。

【その他】

- 原則として、世帯主以外の口座には振り込みができません。
- 配偶者やその他の親族等からの暴力を理由に避難している方で、基準日(令和3年12月10日)前に今お住いの市区町村に住民票を移すことができなかった場合は、所定の手続をしていたことで、給付金を受け取ることができない場合があります。詳しくはお問い合わせください。
- 給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報」の搾取にご注意ください。

問 市臨時特別給付金窓口

(☎96・6065)

Education・culture・sports
教育・文化・スポーツ

中央公民館講座

受講生募集

市民教養講座

ふるさと歴史講座

「ついにあきらかになった宇陀松山藩の参勤交代!」

今回は、宇陀松山藩の参勤交代の最近明らかになった歴史について学習します。宇陀の歴史を学習、

探求し、さらに郷土愛を深めましょう。

【日時】4月17日(日)午後1時～3時

【場所】中央公民館 大ホール

【対象】市内在住、在勤の方

【定員】30人

【参加費】無料

【講師】山本雅則 先生

【申し込み】4月1日(金)から15日(金)の期間中に、☎もしくは中央公民館窓口にて
【休館日】木曜日・祝日

問 中央公民館

(☎83・0511 / IP ☎88・6180)

令和4年度の、定期講座、シニア学級について、今月号の折込チラシにて案内していますのでぜひご覧になってください。



第16回宇陀市民スポーツ大会参加者募集

【開催期間】4月(令和5年3月)

【競技種目】21競技

【参加資格】市内在住・在勤・在学の方

【申し込み】所定の参加申込書により申し込みください

※メール・FAX申し込み可

【申込用紙設置場所】市役所1階ふるさとプラザ、各地域事務所、中央公民館各分館、市内体育施設

問 市スポーツ協会事務局(生涯学習課内) (☎82・36975 / IP ☎88・6064 / FAX ☎82・6600)

s-gakusyu@city.uda.lg.jp



各競技種目および開催日

競技名	対象(市内在住・在勤・在学)	日程	会場
バレーボール	一般女子	4月10日(日)	大宇陀体育館
軟式野球	一般の部(高校生以上) 還暦の部(50歳以上)	4月10日(日)(予備4月17日(日))	大宇陀運動場 総合運動場
アーチェリー	中学生以上男女	4月24日(日)	桜井浅古アーチェリー場
ゲートボール	高校生以上男女	4月29日(金・祝)	室生屋内山村広場(やまなみドーム)
ソフトテニス	中学生以上男女	5月8日(日)	大宇陀ふれあい交流ドーム
ソフトボール	一般男女(高校生以上)	5月15日(日)(予備5月22日(日))	榛原運動場
バドミントン	中学生以上男女	5月15日(日)	総合体育館
	小学生男女・一般初心者	5月21日(土)	
グラウンド・ゴルフ	一般男女	5月19日(木)(予備5月23日(月))	総合運動場
バスケットボール	小学生以上男女	5月22日(日)・令和5年3月25日(土)	大宇陀体育館
卓球	一般男女	5月22日(日)	榛原体育センター
硬式テニス	中学生以上男女	5月22日(日)	大宇陀ふれあい交流ドーム
ゴルフ	一般男女	5月24日(火)25日(水)	宇陀カントリークラブ
ボウリング	一般男女	5月28日(土)	エムボウル(榛原サンクシティ内)
少林寺拳法	小学生以上男女	5月29日(日)	総合体育館
サッカー(フットサル)	小学生男女	6月12日(日)	総合体育館
ソフトバレーボール	一般男女	6月19日(日)	大宇陀体育館
バウンドテニス	中学生以上男女	9月18日(日)	総合体育館
合気道	幼児以上男女	9月18日(日)	総合体育館格技室
自転車	小学生以上男女	12月11日(日)	総合体育館
綱引き	小学生以上男女	令和5年1月29日(日)	総合体育館
ホッケー	高校生以上男女	令和5年3月4日(土)	室生屋内山村広場(やまなみドーム)

「宇陀市

スポーツ協会」

へ名称を変更

宇陀市体育協会は、4月1日より「宇陀市スポーツ協会」に名称を変更します。

体育協会は、市民のスポーツを活性化するため、所属する支部団体(大宇陀支部、菟田野支部、榛原支部、室生支部)、競技団体と協力しながら、スポーツ大会・講習会・教室などの活動を続けてきました。

今後もスポーツイベントの開催や生涯スポーツの普及促進など、市民の皆さんがスポーツを身近に感じ、楽しむことができるよう尽力してまいります。

◆各競技団体は、「第16回宇陀市民スポーツ大会(下記表)」の開催に向けて大会準備を進めています。一人でも多くのご参加をお待ちしています。

問 市スポーツ協会事務局(生涯学習課内)
(☎82・36975 / IP ☎88・6064)

人権文化講座の受講生募集

人権交流センターでは、「福祉と人権のまちづくりの拠点施設」として、より豊かな人権文化の創造を目指した講座を開催しています。

【対象】市民（継続して受講できる方）
【申し込み】4月4日（月）～15日（金）
に☎もしくは大宇陀人権交流センター・宇陀市人権交流センター窓口にて受付

■大宇陀人権交流センター（☎FAX83・0572 / IP ☎88・9115）

講座・教室	内 容	回数	開催日時	定員
ふれあい教室（デイサービス） 対象年齢：60歳以上	要介護にならないための健康管理や運動の指導	19	第2・4木曜日 9：00～	20
あさあけ料理教室	成人病予防や、健康管理に役立つ料理教室	10	第3金曜日 9：00～	20
大宇陀ひまわり教室	絵手紙、フラワーアレンジメント、手芸工作等の創作教室	11	第1金曜日 9：00～	20

■宇陀市人権交流センター（IP ☎88・9179 / FAX84・3841）

講座・教室	内 容	回数	開催日時	定員
ハンドメイド講座 色んなことに挑戦してみませんか？	フラワーアレンジメント 編み物（棒針編み）	8	第4木曜日 13：30～	10
パン倶楽部第1班（※）	ふっくら香ばしい 焼きたて手作りパンを 食卓に！	8	第2木曜日 13：00～	15
パン倶楽部第2班（※）		8	第3木曜日 13：00～	15
健康教室「運動療法」	体の改善に向けて軽い ストレッチで体力づくり	12	第2・4土曜日 13：00～	15
手話講座	簡単な手話を学び、手話を 使って会話しましょう	12	第2・4土曜日 10：00～	10

■室生人権交流センター（IP ☎0743・89・0030）

講座・教室	内 容	回数	開催日時	定員
室生ふれあい教室 （デイサービス） 対象年齢：60歳以上	要介護にならないための 健康管理や運動の指導	10	第3金曜日 13：30～	10
チャレンジ講座	エコクラフト、寄せ植え つまみ細工	10	第1金曜日 13：30～	10

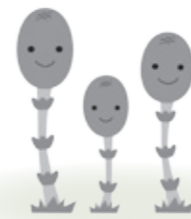
○定員を超過した場合は抽選
○応募人数が半数未満のときは、開講しない場合があります。
○開講日は都合により、やむを得ず変更する場合があります。
○教材費などが別途必要な講座・教室がありますので、事前にご確認ください。
※パン倶楽部の参加申し込みは、通算して5年未満の方のみ受付します。

「人権を確かめあう日」市民の集い中止のお知らせ

より確かな人権啓発活動を行うため、奈良県や県内市町村が中心となって、毎月11日は「人権を確かめあう日」と設定し取り組みを続けています。特に今年度がスタートする4月は、例年県内一斉に研修の機会を設けてきました。

この度計画している4・11「人権を確かめあう日」市民の集いは、新型コロナウイルス感染症拡大のため、中止といたします。なお、この集いで予定している講演会につきましては、後日、「うだちゃん11」で配信する予定です。

☎人権推進課
82・2147 / IP ☎88・9077



マイナンバーカード 休日手続きについて 予約制

次の日程で、マイナンバーカードの申請・受取・更新の予約ができます。ぜひご利用ください。
（平日は予約不要で、午前9時30分から午後4時30分までの受付です）

■4月の休日窓口

曜日	日	場 所	時 間
土	4/9 4/23	市役所 ふるさとテラス	午前9時～ 正午まで
日	4/3	大宇陀地域事務所	
	4/10	菟田野地域事務所	
	4/24	室生地域事務所	

☎市民課（☎82・2143 / IP ☎88・9076）

便利な休日窓口
使ってね！



Event&Others イベントその他

職員募集

令和4年度 宇陀市職員採用試験

【募集職種】
一般事務職、土木技術職、建築技術職、保健師、保育士・幼稚園教諭（予定）
◆第一次試験
試験日程：5月下旬から6月中旬（予定）
試験会場：全国各地のテストセンター

◆第二次試験
試験日程：7月予定
試験会場：宇陀市役所

※詳細は来月号の「広報うだ」および市ホームページ（5月初旬）に掲載予定です。

☎宇陀市職員採用試験委員会
82・1100 / ☎88・9060

宇陀衛生一部事務組合

【募集職種】 技能労務職（正職員）
【募集人員】 1人
【職務内容】 し尿処理施設の運転管理・整備など
【勤務場所】 宇陀衛生センター（し尿処理施設） 大宇陀和田262
【採用日】 6月1日（水）
【受験資格】 昭和52年4月2日以降に生まれ、高等学校卒業以上の学歴を有する方
【受験案内】 詳しい採用試験案内等は、左記ホームページからダウンロード可能。組合事務局または市役所環境対策課でも配布。（配布期間：4月1日（金）～13日（水） 午前8時30分～午後5時）
【試験内容】
・試験内容：一般教養試験・面接
・日時：5月1日（日）
【申し込み】 4月1日（金）～14日（木）までに必要書類を☎へ提出。（持参のみ）

☎宇陀衛生一部事務組合事務局
84・2337 / 大宇陀和田262
ホームページURL：https://udaisei.jp/



さんとぴあ様原

【募集職種】
1 看護師（正職員）
2 介護職員（正職員）
3 介護職員（臨時職員）
【募集人数】 3 若干名
【要件】
1 24歳未満の方で国家資格を有する方
2 60歳未満の方で介護福祉士資格を有する方
【勤務時間】 日勤・夜勤など
※詳しくは☎へ
☎さんとぴあ様原
85・2625 / IP ☎88・9065

図書館からのお知らせ

★すくすくひろば（0～3歳）
4月13・27日（水）
①10：00～ ②10：45～
2回内容同じ
場所：中央図書館おはなしの部屋

★おはなしクラブ
4月9・23日（土）
①10：00～
今回から変更になります
場所：中央図書館おはなしの部屋

4月の休館日 毎週火と祝日 5.12.19.26.29

中央図書館
☎82 - 4749 / IP 88 - 9110
【開館時間】 9:30～17:00

大宇陀図書館
☎83 - 0976
【開館時間】 9:00～17:00

4月の文化会館だより

かぎろひホールの催し（3月17日現在）

日	曜日	催し物案内	対象	時間	主催者
3	日	リトルコンサート	関係者	開演13時	高岡律子

展示ホールの催し 今月の展示はありません

4月の休館日（5. 12. 19. 26. 29日）

☎宇陀市文化会館（☎83・0977）

広報うだ設置場所

市役所に設置しています（土・日曜日、祝日も可）

- ◎道の駅宇陀路大宇陀
- ◎市文化会館（火曜日、祝日）
- ◎大宇陀温泉あさきのゆ
- ◎宇陀市人権交流センター（日曜日、祝日）
- ◎子育て支援センター（土・日曜日、祝日）
- ◎菟田野分館（月曜日、祝日）
- ◎大和富士ホール（月曜日）
- ◎市立中央図書館（火曜日、祝日）
- ◎榛原ゲートボール場
- ◎天満台東交流センター
- ◎榛見が丘集会所（ひまわり会館）
- ◎ひのき坂公民館
- ◎観光案内所「うだ観処」
- ◎保養センター美榛苑
- ◎道の駅宇陀路室生
- ◎室生福祉保健交流センター（土・日曜日、祝日）
- ◎各地域事務所 ※（ ）内は休館日

☎自由に
お取りください

桜情報

2022

問 宇陀市観光協会 観光課内
TEL 82・2457 / IP 88・9081

西光寺しだれ桜 ライトアップ

室生集落の中腹に大野寺桜の親木といわれる樹齢推定300年のしだれ桜が鎮座。開花期間中ライトアップ(午後9時まで)
主催：室生地区まち協



西光寺しだれ桜(室生)

SNSでも 情報発信中!!

■観光協会 Facebook



イベント情報など
随時お知らせしています!



菟田野桜ライトアップ

古市場水分桜・岩端桜並木・平井大師山の山桜を美しくライトアップ!
主催：宇陀市観光協会



水分桜(菟田野古市場)

■平井大師山ライトアップ

【日時】4月3日(見頃期間) 午後6時~9時
※ライトアップとともにひな人形の展示あり
主催：平井自治会・平井大師管理委員会



又兵衛桜

戦国武将後藤又兵衛の伝説から名づけられたしだれ桜で、巨木から枝を広げ、堂々と咲き誇る美しい姿は観る人の心を魅了し、感動を与えます。
※桜まつりはありません。
【駐車場等】有料の個人駐車場をご利用ください。また、桜の近くまで行くには、桜維持保護のための協力金(100円)をいただきます。

又兵衛桜(大宇陀本郷)

佛隆寺千年桜

門前の樹齢推定900年を超える千年桜。開花中はライトアップ!(午後9時まで)
主催：宇陀市観光協会
※花見会はありません



佛隆寺千年桜(榛原赤埴)

大野寺しだれ桜

日本最大級の弥勒磨崖仏を背に、樹齢約300年の小糸しだれ桜と紅しだれ桜が競演



大野寺しだれ桜(室生大野) ※現在養生中

内牧区民の森の桜

嶽神社周辺に植樹された約500本の桜は、展望台から見るとまるで雲海のように。伊那佐山・額井岳も一望できる絶景スポットです。



内牧区民の森(榛原内牧)



こいのぼりとの競演(菟田野岩端)



そうだんのしゅるい	そうだんできる日	場所は?	時間は?	くわしいことが聞きたい
行政相談 [予約不要]	4月6日(水)	宇陀市人権交流センター	9:00~12:00	総務課 (☎82・1302 / IP ☎88・9068)
	4月13日(水)	室生振興センター		
	4月15日(金)	大宇陀地域事務所		
	4月20日(水)	宇陀市役所(312会議室)		
人権相談	4月6日(水)	宇陀市人権交流センター	9:00~12:00	人権推進課 (☎82・2147 / IP ☎88・9077)
	4月20日(水)	宇陀市役所(212会議室)		
消費生活相談窓口 [予約不要]	4月4日・7日・11日・14日・18日・21日・25日・28日 (各月・木曜日)	宇陀市役所 (213 会議室)	13:00~16:00	商工産業課 (☎82・5874 / IP ☎88・9075)
税務相談センター [要予約]	4月20日(水)	宇陀市役所 (213 会議室)	13:00~16:00 (1人約30分以内) ※受付は午後3時30分まで	税務課 (☎82・1306 / IP ☎88・9072)
こころの健康相談 [要予約]	4月19日(火)	予約の際にお知らせします	13:30~16:30	中央保健センター (☎92・5220 / IP ☎88・9175)
DV相談 [要予約]	4月27日(水)	予約の際にお知らせします	13:00~16:00 (1人50分・1日3人)	人権推進課 (☎82・2147 / IP ☎88・9077)
心配ごと相談 [予約不要]	4月6日(水)	宇陀市人権交流センター	9:00~12:00	菟田野地域事務所 (☎84・2521 / IP ☎88・9188) 室生地域事務所 (☎92・2001 / IP ☎88・9182) 大宇陀地域事務所 (☎83・2251 / IP ☎88・9195) 厚生保護課 (☎82・2221 / IP ☎88・9079)
	4月13日(水)	室生振興センター		
	4月15日(金)	大宇陀地域事務所		
	4月25日(月)	榛原総合センター		
若者自立のための無料相談 [要予約]	4月27日(水)	宇陀市役所 (213 会議室)	14:00~17:00 (※相談員の都合で中止となる場合があります)	【予約先】若者サポートステーションやまと (☎0744・44・2055)
中南和法律相談センター [要予約]	4月12日(火)	宇陀市役所(211 会議室)	13:00~16:00	【予約先】奈良弁護士会 (☎0742・22・2035) (相談日の2週間前より受付)
生活困窮者自立相談支援窓口	月~金曜日 (祝日除く)	宇陀市役所 厚生保護課(2階)	9:00~12:00 13:00~16:00	厚生保護課 (☎82・2221 / IP ☎88・9079)
巡回職業相談 [要予約]	4月13日(水)	宇陀市役所 (213 会議室)	9:00~12:00 13:00~15:00	
ひとり親福祉資金貸付相談 [要予約]	毎週月・火・木・金曜日 (祝日除く)	宇陀市役所	10:00~16:00	【予約先】こども未来課 (☎82・2236 / IP ☎88・9080) (相談日の2日前の11時までに)
弁護士による福祉専門相談 [要予約]	4月15日(金)	宇陀市社会福祉協議会	10:00~12:00 (1人60分・1日2人)	宇陀市社会福祉協議会 (☎84・4116 / IP ☎88・9202)
精神科医による専門相談 [要予約]	4月18日(月)		14:00~16:00 (1人60分・1日2人)	

◇はい!こちら消費者相談窓口です◇

●4月から成年年齢が18歳に引き下げられました。大人としての自覚を持とう!

これまで高額な契約や不要な契約を早まってしまっても、未成年者として取り消しを主張できた場合も多くありましたが、これからは18歳・19歳の若者も大人としてその責任を担うことになります。

大人としての自覚を持って、様々な契約を十分に理解して、慎重に判断対応を心がけましょう。

問 商工産業課 (☎82・5874/IP ☎88・9075)

■宇陀市公式 Instagram

@udacity official



宇陀のイトコロを紹介
フォローお願いします!!



■観光協会 Facebook



イベント情報など
随時お知らせしています!

